

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

6. オーストラリア

(1) 認証・証明マークに関する特別な保護制度の概要

証明商標制度により保護される。

(i) 定義

商標法第169条に下記のとおり定義されている。

オーストラリア商標法 第169条 証明商標とは何か：

「証明商標」とは、次の商品又はサービス、すなわち、

- (a) 業として取引又は提供され、かつ
- (b) ある者(「証明商標の所有者」)又はその者によって承認された他の者が、(商品の場合は)原産地、原料又は製造方法を含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、業として取引又は提供されるが前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう。

[注：証明される商品又はサービスには、証明商標所有者又は当該所有者によって商品又はサービスの証明をすることを承認された者を含め、何人の商品又はサービスをも含めることができる。]

(ii) 証明商標の識別性に関する特別の規定

上記定義規定以外に特別な規定は存在しない。

(iii) 主体要件

法人格を有する者 (第27条(2)(c))

(iv) 証明商標の出願時に必要な提出書類

証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない (第173条(1))。

(v) 使用規則の取り扱い

- 使用を規制する規約には下記項目を記載する (第173条 (2)、規則16.1)。
 - ・ 証明商標の適用に関して商品及び／又はサービスが満たさなければならない要件(「証明要件」)
 - ・ 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順
 - ・ ある者が、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者(「承認証明者」)になるために有さなければならない特性
 - ・ 証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品及び／サービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件
 - ・ 証明商標の所有者又は承認使用者である者による証明商標の使用に関するその他の要件
 - ・ 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かに関する紛争の解決手順
 - ・ 証明商標に関連するその他の問題に関する紛争の解決手順
- 使用を規制する規約は、オーストラリア競争及び消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission: ACCC) で審査される (第174条、第175条、商標規則 16.2-16.7も参照)。
- 証明商標の使用を規制する規約は公告される (第179条)

(vi) 証明標章に係る権利の効力、第三者の正当な使用に対する調整規定

通常商標と同じである。

(vii) 商標権者自身の使用の可否

証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる（第171条（1））。

(viii) 商標権者の管理義務違反

承認使用者が、証明商標の使用を規制する規約の規定に従わなかった場合、被害者から申請があったときは、登録簿の記入を抹消され得る（第181条（2）（c））。

(ix) 許諾によりマークを使用する者の取り扱い、不使用取消し

- ・許諾によりマークを使用する者は、「承認使用者」（approved user）と称される（第172条）。承認使用者は、当該証明商標の使用を規制する規約に従い、前記の商品又はサービスに関して当該証明商標を使用する権利を有する旨が明文で規定されている（第172条）。
- ・承認使用者は損害賠償訴訟を提起できない。
- ・損害賠償訴訟において、承認使用者の損害が勘案されない。
- ・証明商標は不使用を理由とした攻撃による影響を受けない（第170条カッコ書きにおいて、不使用に関する条項については証明商標への適用が除外されている）。

(x) 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

通常の商標と同一である。

(xi) 出願料、更新料

通常の商標と同一である。

出願料：1区分につき200オーストラリアドル

更新料：1区分につき300オーストラリアドル

(2) 地理的表示のみ・品質表示のみからなる商標を証明標章として登録する場合の考え方**(i) 商標法における地理的表示に関する特別な取扱い（登録時）**

規定なし

(ii) 記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由とその例外規定

商標登録出願は、当該商標がその登録を求める出願人の商品又はサービス（「指定商品又はサービス」）を他人の商品又はサービスから識別することができない場合は、拒絶されなければならない（第41条（1））。

出願人による商標の使用により、識別できる場合は登録され得る（第41条（3）（b）又は（4）（b）（ii））。

(iii) 証明商標の記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由の例外

通常の絶対的拒絶理由は適用されず（第170条括弧書き）、その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶されるか、又は登録に対して異議申立をすることができる旨が規定されている（第177条（1））。

その際登録官は、識別する能力を有するか否かを決定する際に、証明商標がその商品又はサービス

を識別するのに本質的に適合している程度を考慮することとされている（第177条(2)）⁴⁹。

(iv) 記述的商標（品質、地名）について、証明商標であれば登録を認める場合に特有の識別性の考え方

上記第177条に規定されているとおり、特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることによる識別性の程度及び使用により獲得した周知性の程度の両方を考慮する（177条）。

(3) 独自の地理的表示保護制度及び両者の関係

(i) 独自の地理的表示保護制度

オーストラリアぶどう・ワイン公社法（Australian Grape and Wine Authority Act 2013）

(ii) 商標法における調整規定

虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標について、異議申立ての理由となる（第61条）。

(iii) 独自の地理的表示保護制度における調整規定

オーストラリアぶどう・ワイン公社法では、登録商標の権利者等が地理的表示の申請に対する異議申し立てができることを規定している（第40RB条）。

⁴⁹ 第177条 出願拒絶又は登録異議申立の追加理由－証明商標が証明商品又はサービスを識別しない

(1) 次の事項、すなわち、

(a) 証明商標の登録出願を拒絶すること、又は

(b) 証明商標の登録に異議申立をすること、

ができる他の全ての理由に加え、

その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶されるか、又は登録に対して異議申立をすることができる。

(2) 証明商標が、出願人又は承認証明者によって証明された商品又はサービスを前記の通りに識別する能力を有するか否かを決定するに際し、登録官は、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 証明商標がその商品又はサービスを識別するのに本質的に適合している程度、又は

(b) 証明商標が、その使用又はその他の状況により、その商品又はサービスを識別するのに適合するようになってきている程度

海外質問票調査（証明商標）
⑥オーストラリア

1. 商標法（商標制度を規定した産業財産権法）における「認証・証明マーク」の保護

貴国において、「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度（証明商標制度又はその他の「認証・証明マーク」を保護し得る制度）の詳細について、下記項目ごとにご回答ください。

1-1. 定義・規定等の関連条文について

(1) 貴国の証明商標制度（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の定義・規定の条文は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

(2) 政令、審査基準等でより具体的に記述されている項目については、その内容について、追加で記入ください。

表1. 証明商標制度に関する定義・規定等（Trade Mark Act 1995）

項目	条文・規定等
1 証明商標の定義	第169条 証明商標とは何か「証明商標」とは、次の商品又はサービス、すなわち、 (a) 業として取引又は提供され、かつ (b) ある者（「証明商標の所有者」）又はその者によって承認された他の者が、（商品の場合は）原産地、原料又は製造方法を含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、 業として取引又は提供されるが前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう。 〔注：証明される商品又はサービスには、証明商標所有者又は当該所有者によって商品又はサービスの証明をすることを承認された者を含め、何人の商品又はサービスをも含めることができる。〕
2 証明商標の保護対象に関する特別な規定	地理的表示は、証明商標として保護され得る。
3 出願人の主体要件	出願人は、法人格を有している必要がある。 第27条 出願一どに行うか (1) 何人も、次の条件を満たしている場合は、商品及び／又はサービスに関して商標の登録を求める出願をすることができる。 （中略） (2) 出願は、 (a) 規則に従っていない場合、かつ (b) 規則に従って、所定の書類と共に提出しなければならない、かつ (c) 法人格を有する者が行わなければならない。 （証明商標には、第27(1)(b)は適用されない。第170条参照）
4 出願時に必要な提出書類	第27条 出願一どに行うか (1)(2) 略 (3) 出願に含めることができる明細を制限することなく、出願は、 (a) 商標の表示を含んでいなければならない、かつ (b) 商標登録を求める商品及び／又はサービスを、規則に従って指定しなければならない。 第173条 証明商標の使用を規制する規約 (1) 証明商標登録の出願をした者は、規則に従って、証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない。規約の写しは、第27条(2)に規定する書類に対する追加として、提出しなければならない。 〔注：「提出する」については、第6条参照〕 (2) 前記の規約には、次の事項を明記しなければならない。 (a) 証明商標の適用に関して商品及び／又はサービスが満たさなければならない要件（「証明要件」）、及び (b) 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順、及び (c) ある者が、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者（「承認証明者」）になるために有さなければならない特性、及び (d) 証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品及び／サービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件、及び (e) 証明商標の所有者又は承認使用者である者による証明商標の使用に関するその他の要件、及

		び (f) 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かに関する紛争の解決手順、及び (g) 証明商標に関連するその他の問題に関する紛争の解決手順 (3) 規約は、委員会が含めるよう要求したその他の事項も含まなければならない。 (4) 規約は、委員会が含めることを許可したその他の事項も含むことができる。 規則16.1 提出すべき規約の写し (使用を規制する規約について規定している)法律第173条(1)の適用上、証明商標登録出願人は、出願時又はその後速やかに、証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない。
5	使用規則に記載すべき項目	第173条 証明商標の使用を規制する規約 (1) (略) (2) 前記の規約には、次の事項を明記しなければならない。 (a) 証明商標の適用に関して商品及び／又はサービスが満たさなければならない要件（「証明要件」）、及び (b) 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順、及び (c) ある者が、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者（「承認証明者」）になるために有さなければならない特性、及び (d) 証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品及び／サービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件、及び (e) 証明商標の所有者又は承認使用者である者による証明商標の使用に関するその他の要件、及び (f) 商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かに関する紛争の解決手順、及び (g) 証明商標に関連するその他の問題に関する紛争の解決手順
6	出願の審査 (1) 概要 (原則)	第31条 登録官による出願についての審査及び報告 登録官は、規則に従って次の事項に関して審査し、報告しなければならない。 (a) 出願が本法に従って行われているか否か、及び (b) 本法に基づく拒絶理由が存在するか否か 〔注：「本法」については、第6条参照〕 第176条 出願の受理又は拒絶 (1) 登録官は、次の場合は出願を受理しなければならない。 (a) 出願が本法に従ってなされた場合、及び (b) 出願を拒絶する理由がない場合、及び (c) 委員会が第175条(2)に基づいて証明書を交付した場合 それ以外の場合は、登録官は、出願を拒絶しなければならない。 (1A) ただし、登録官は、(1)(a)及び(b)の条件の1又は両方が満たされないという理由のみで出願を拒絶する前に、出願人に聴聞の機会を与えなければならない。 (2) 登録官は、条件又は制限を付して、出願を受理することができる。 〔注：「制限」については、第6条参照〕 (3) 登録官は、 (a) 自己の決定を書面により出願人に通知しなければならない、かつ (b) その決定を公報に公告しなければならない。 第177条 出願拒絶又は登録異議申立の追加理由—証明商標が証明商品又はサービスを識別しない (1) 次の事項、すなわち、 (a) 証明商標の登録出願を拒絶すること、又は (b) 証明商標の登録に異議申立をすること、 ができる他の全ての理由に加え、 その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶されるか、又は登録に対して異議申立をすることができる。 〔注1：「出願人」については、第6条参照〕 〔注2：「承認証明者」については、第173条(2)(c)参照〕 〔注3：第4部第2節は出願についての主な拒絶理由を規定しているが、第41条は証明商標には適用されない(第170条参照)。〕 (2) 証明商標が、出願人又は承認証明者によって証明された商品又はサービスを前記の通りに識別する能力を有するか否かを決定するに際し、登録官は、次の事項を考慮しなければならない。 (a) 証明商標がその商品又はサービスを識別するのに本質的に適合している程度、又は

海外質問票調査（証明商標）⑥オーストラリア

		(b) 証明商標が、その使用又はその他の状況により、その商品又はサービスを識別するのに適合するようになってきている程度
7	出願の審査 (2) 使用規則 の内容について 審査・品質に関 する審査	<p>第174条 登録官は書類を委員会に送付しなければならない。 登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を委員会に送付しなければならない。</p> <p>第175条 委員会による証明書 (1) 委員会は、第174条に基づいて受領した出願及び書類を、規則に従って検討しなければならない。 (2) 委員会が次の事項、すなわち、 (a) ある者が承認証明者になるために有さなければならない特性が、商品及び/又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であること、及び (b) 第173条にいう規約が、 (i) 公衆の不利益にならず、かつ (ii) 本号の適用上規定された基準に鑑みて満足できるものであること、 を認めた場合は、委員会はその旨の証明書を交付し、また、登録官にその写しを送付しなければならない。委員会はまた、規約の認証謄本を登録官に送付しなければならない。 [注1:「出願人」については、第6条参照] [注2:「承認証明者」については、第173条(2)(c)参照] [注3:「証明要件」については、第173条(2)(a)参照]</p> <p>(3) 委員会は、委員会が必要であると考える場合は、出願人に規約の修正又は変更を要求することができる。 (4) 委員会が(2)に記載したことを認めない場合は、 (a) 委員会は出願人及び登録官に対し書面をもって、証明書を交付しない旨の決定を通知しなければならない。かつ (b) 登録官はその事項を、規則に従って公報に公告しなければならない。 (5) 証明書の交付を拒絶する旨の委員会の決定に対しては、行政不服審判所に再審理の申請をすることができる。</p> <p>商標規則 16.2-16.7も参照</p>
8	登録要件 (1) 主体的要件	<p>出願人は、法人格を有している必要がある。</p> <p>第27条 出願一どのように行うか (1) 何人も、次の条件を満たしている場合は、商品及び/又はサービスに関して商標の登録を求め出願をすることができる。 (中略) (2) 出願は、 (a) 規則に従っていないかならず、かつ (b) 規則に従って、所定の書類と共に提出しなければならない。かつ (c) 法人格を有する者が行わなければならない。 (証明商標には、第27(1)(b)は適用されない。第170条参照)</p>
9	登録要件 (2) 使用規則	<p>第175条 委員会による証明書 (1) 委員会は、第174条に基づいて受領した出願及び書類を、規則に従って検討しなければならない。 (2) 委員会が次の事項、すなわち、 (a) ある者が承認証明者になるために有さなければならない特性が、商品及び/又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であること、及び (b) 第173条にいう規約が、 (i) 公衆の不利益にならず、かつ (ii) 本号の適用上規定された基準に鑑みて満足できるものであること、 を認めた場合は、委員会はその旨の証明書を交付し、また、登録官にその写しを送付しなければならない。委員会はまた、規約の認証謄本を登録官に送付しなければならない。 [注1:「出願人」については、第6条参照] [注2:「承認証明者」については、第173条(2)(c)参照] [注3:「証明要件」については、第173条(2)(a)参照]</p> <p>(3) 委員会は、委員会が必要であると考える場合は、出願人に規約の修正又は変更を要求することができる。 (4) 委員会が(2)に記載したことを認めない場合は、 (a) 委員会は出願人及び登録官に対し書面をもって、証明書を交付しない旨の決定を通知しなければならない。かつ (b) 登録官はその事項を、規則に従って公報に公告しなければならない。 (5) 証明書の交付を拒絶する旨の委員会の決定に対しては、行政不服審判所に再審理の申請をすることができる。</p>

	登録要件 (3) 標章についての拒絶理由	
	(3-1) 通常商標にも適用される原則規定	
	(a) 絶対的拒絶理由	<p>第39条 一定の標識を含んでいる等の事情にある商標 (1) 商標が、第18条の適用上制定された規則によって、商標として使用することが禁じられている標識を含んでいるか、又はその標識で構成されている場合は、その商標登録出願は拒絶しなければならない。 (2) 商標が次のものを含んでいるか、又はそれで構成されている場合は、その商標登録出願は拒絶することができる。 (a) 本項の適用上規定されている標識、又は (b) 次のものに著しく類似しており、その標識であるとみなされる虞がある標識 (i) (a)にいう標識、又は (ii) (1)にいう標識</p> <p>第40条 視覚的に表示することができない商標 商標登録出願は、その商標が視覚的に表示することができないものである場合は、拒絶しなければならない。</p> <p>第42条 中傷的な商標又はその使用が法律に反する商標 商標登録出願が次に該当する場合は、その出願は拒絶しなければならない。 (a) その商標が中傷の事項を含んでいるか又はそれが構成されていること、又は (b) その商標を使用したならば法律違反になること</p> <p>第43条 欺瞞又は混同を生じる虞がある商標 商標又は商標に含まれている標識が有する暗示的意味のために、その商標を特定の商品又はサービスについて使用することが欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は、当該の商品又はサービスについての商標登録出願は拒絶しなければならない。</p>
10	(b) 絶対的拒絶理由の例外(使用等による識別性の獲得等)	<p>商標法第44条:類似したマークがすでに存在している場合であっても、出願人が、出願に先立って継続的に使用していたこと、誠実な同時使用を行っていたこと、および/または特別な事情があることについて証明できるときは、マークの登録は許可され得る。</p>
	(c) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由	<p>商標法第61条は、地理的表示を含むマークについて異議申立てを行うための特別な理由について規定している。同条文については後述する。</p>
	(d) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由(c)の例外	<p>後述するように、商標法第61条はいくつかの例外について規定している。</p> <p>第61条 虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標 (1) 特定の商品(「関連商品」)に関する商標の登録に対しては、その商標が次の場所を原産とする商品(「指定商品」)についての地理的表示である標識を含んでいるか又はその標識によって構成されていることを理由として、関連商品が指定商品に類似しているか、又は関連商品に関する商標の使用が欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は、異議申立をすることができる。 (a) 関連商品の原産地である国以外の国、又は国の地域若しくは地方、又は (b) 関連商品の原産地である国の地域若しくは地方であって、関連商品の原産地以外の地域又は地方 (2) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合は、成立しない。 (a) 関連商品が、その地理的表示によって特定される国、地域又は地方を原産とすること、又は (aa) その標識が、指定商品の原産国において指定商品に係る地理的表示として認められていないこと、又は (b) その標識が、指定商品の原産国において指定商品の地理的表示として使用されなくなったこと、又は (c) 出願人又はその前権原者が、その標識を関連商品に関して善意で使用していたか、又は関連商品に関してその商標の登録を善意で出願しており、その時期が次の日、すなわち、 (i) 1996年1月1日、又は (ii) その標識が原産国において特定商品の地理的表示として認められた日、のうち何れか遅い日より前であったこと、又は (d) 商標登録がぶどう酒又は蒸留酒(「関連ぶどう酒又は蒸留酒」)に関して求められている場合—その標識が1995年1月1日現在、関連ぶどう</p>

		<p>酒又は蒸留酒の原産国において関連ぶどう酒又は蒸留酒の製造に用いられたぶどうの品種についての慣用名であった名称と同一であること</p> <p>(3) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合も、成立しない。</p> <p>(a) その標識が指定商品についての地理的表示であるが、同時に関連商品についての地理的表示でもあること、及び</p> <p>(b) 出願人が、その商標を関連商品に関して、関連商品の原産について公衆を欺き又は混同を生じさせる虞のある方法で今まで使用しておらず、また、今後も使用しようとしていないこと</p> <p>(4) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合も、成立しない。</p> <p>(a) その標識が、地理的表示である語又は用語から構成されていること、及び</p> <p>(b) 語又は用語が通常の英語の語又は用語であること、及び</p> <p>(c) 出願人が、その商標を関連商品に関して、関連商品の原産について公衆を欺き又は混同を生じさせる虞のある方法で今まで使用しておらず、また、今後も使用しようとしていないこと</p> <p>[注1:「出願人」、「前権原者」及び「地理的表示」については、第6条参照] [注2:「原産とする」(ぶどう酒の場合に限る)については、第15条参照]</p>
	(3-2) 証明商標に関する特別	
(a) 証明商標の識別性に関する規定	<p>第177条 出願拒絶又は登録異議申立の追加理由一証明商標が証明商品又はサービスを識別しない</p> <p>(1) 次の事項、すなわち、</p> <p>(a) 証明商標の登録出願を拒絶すること、又は</p> <p>(b) 証明商標の登録に異議申立をすること、ができる他の全ての理由に加え、その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶されるか、又は登録に対して異議申立をすることができる。</p>	
(b) 証明商標に特有の拒絶理由	<p>第177条 出願拒絶又は登録異議申立の追加理由一証明商標が証明商品又はサービスを識別しない</p> <p>(1) 次の事項、すなわち、</p> <p>(a) 証明商標の登録出願を拒絶すること、又は</p> <p>(b) 証明商標の登録に異議申立をすること、ができる他の全ての理由に加え、その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶されるか、又は登録に対して異議申立をすることができる。</p> <p>[注1:「出願人」については、第6条参照] [注2:「承認証明者」については、第173条(2)(c)参照] [注3:第4部第2節は出願についての主な拒絶理由を規定しているが、第41条は証明商標には適用されない(第170条参照).]</p>	
(c) 証明商標に特有の拒絶理由 (b)の例外	<p>第177条 出願拒絶又は登録異議申立の追加理由一証明商標が証明商品又はサービスを識別しない</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 証明商標が、出願人又は承認証明者によって証明された商品又はサービスを前記の通りに識別する能力を有するか否かを決定するに際し、登録官は、次の事項を考慮しなければならない。</p> <p>(a) 証明商標がその商品又はサービスを識別するのに本質的に適合している程度、又は</p> <p>(b) 証明商標が、その使用又はその他の状況により、その商品又はサービスを識別するのに適合するようになってきている程度</p>	
(d) その他の特別	<p>証明商標は、不使用を理由とした商標の抹消の対象にはならない(商標法第170条)。</p> <p>証明商標の譲渡は、競争・消費者委員会の同意を得なければならない(商標法第180条)。</p>	
11	使用規則の公開	<p>第179条 登録官は規約を公告しなければならない</p> <p>登録官は、規則に従って、証明商標の使用を規制する規約を公告しなければならない。</p> <p>規則16.12 規約の公表</p> <p>(1) 登録官は、規約の写しが法律第173条(1)に従って提出された後速やかに、証明商標の使用を規制する規約を公表しなければならない。</p> <p>(2) 登録官は、法律第176条(3)(b)に従って出願の受理を公報に公告した後速やかに、法律第175条(2)に従ってACCCが登録官に提供した、規約の認証謄本を公表しなければならない。</p> <p>(3) 登録官は、(次の方法を含むがこれらに限らず)登録官が適切とみなす方法で、規約又は規約の認証謄本を公表することができる。</p> <p>(a) 一般的に利用可能なコンピュータ・データベースでの列挙、又は</p> <p>(b) 規約又は規約の認証謄本を公衆の閲覧に供す</p>

		<p>ること</p> <p>第175条 委員会による証明書</p> <p>(1) 委員会は、第174条に基づいて受領した出願及び書類を、規則に従って検討しなければならない。</p> <p>(2) 委員会が次の事項、すなわち、</p> <p>(a) ある者が承認証明者になるために有さなければならない特性が、商品及び/又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であること、及び</p> <p>(b) 第173条にいう規約が、</p> <p>(i) 公衆の不利益にならず、かつ</p> <p>(ii) 本号の適用上規定された基準に鑑みて満足できるものであること、</p> <p>を認めた場合は、委員会はその旨の証明書を交付し、また、登録官にその写しを送付しなければならない。委員会はまた、規約の認証謄本を登録官に送付しなければならない。</p> <p>[注1:「出願人」については、第6条参照] [注2:「承認証明者」については、第173条(2)(c)参照] [注3:「証明要件」については、第173条(2)(a)参照]</p> <p>(3) 委員会は、委員会が必要であると考える場合は、出願人に規約の修正又は変更を要求することができる。</p> <p>(4) 委員会が(2)に記載したことを認めない場合は、</p> <p>(a) 委員会は出願人及び登録官に対し書面をもって、証明書を交付しない旨の決定を通知しなければならない、かつ</p> <p>(b) 登録官はその事項を、規則に従って公報に公告しなければならない。</p> <p>(5) 証明書の交付を拒絶する旨の委員会の決定に対しては、行政不服審判所に再審理の申請をすることができる。</p>
12	審査における使用規則等についての関係省庁への照会	<p>第176条 出願の受理又は拒絶</p> <p>(1) 登録官は、次の場合は出願を受理しなければならない。</p> <p>(a) 出願が本法に従ってなされた場合、及び</p> <p>(b) 出願を拒絶する理由がない場合、及び</p> <p>(c) 委員会が第175条(2)に基づいて証明書を交付した場合</p> <p>それ以外の場合は、登録官は、出願を拒絶しなければならない。</p> <p>(1A) ただし、登録官は、(1)(a)及び(b)の条件の1又は両方が満たされないという理由のみで出願を拒絶する前に、出願人に聴聞の機会を与えなければならない。</p> <p>(2) 登録官は、条件又は制限を付して、出願を受理することができる。</p> <p>[注:「制限」については、第6条参照]</p> <p>(3) 登録官は、</p> <p>(a) 自己の決定を書面により出願人に通知しなければならない、かつ</p> <p>(b) その決定を公報に公告しなければならない。</p>
		<p>商標規則16.3 - 16.5</p> <p>規則16.3 出願についてのACCCによる最初の評価</p> <p>(1) 出願の検討について規定している法律第175条(1)の適用上、ACCCは、出願に関連して規則16.2に基づいて受領した出願及びその他の書類について、それを受領した後速やかに、最初の評価を行わなければならない。</p> <p>(2) ACCCは最初の評価の後速やかに、次の行為を実行しなければならない。</p> <p>(a) 出願人及び登録官に対し、最初の評価について通知すること、及び</p> <p>(b) 出願人への通知において、最初の評価が公報に公告されることを表明すること、及び</p> <p>(c) 出願人への通知において、出願人又は他の者が、公告を掲載した公報の発行日から1月以内に、最初の評価に関して、次の事項を行うことができることを表明すること</p> <p>(i) ACCCに対し書面をもって応答すること、及び</p> <p>(ii) ACCCに対し書面をもって会議の開催を請求すること</p> <p>(3) 登録官は、ACCCから通知を受領した後、次の行為を実行しなければならない。</p> <p>(a) 最初の評価を公報に公告すること、及び</p> <p>(b) (2)(c)に記載した表明を公告に含めること</p> <p>(4) 最初の評価についての公報における公告日後1月をもって終了する期間内において、</p> <p>(a) ある者がACCCに対し書面をもって、(2)に基づく通知又は(3)に基づく公告に関して応答し、かつ</p> <p>(b) 最初の評価に含まれる事項に関して、ACCCに対し書面をもって会議開催を請求する者がいなかった場合は、ACCCは、出願についての決定を行う前に、次の行為を実行しなければ</p>

海外質問票調査（証明商標）⑥オーストラリア

		<p>ならない。</p> <p>(c) 出願人及び各応答人に対して、(a)に記載した各応答書であって、他の者から受領したものの写しを送付し、かつ</p> <p>(d) 出願人及び各応答人に対して、(c)に記載した各応答について意見書の提出を求めること</p> <p>規則16.4 会議の開催</p> <p>(1) 最初の評価についての公報における公告日後1月をもって終了する期間内に、</p> <p>(a) ある者がACCC に対し書面をもって、最初の評価に含まれている事項について、会議の開催を請求し、かつ</p> <p>(b) 規則16.3(2)に基づく通知又は規則16.3(3)に基づく公告に関連し、前号に記載したものを以外に、ACCCに対し書面をもって応答する者がいなかった場合は、ACCCは、出願人について決定する前に、会議を開催しなければならない。</p> <p>(2) ACCCは、(1)に基づく会議開催請求を受領した後速やかに、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(a) 出願人及び(1)に記載した他の者に対して、次の事項を求めること</p> <p>(i) 会議に出席すること、及び</p> <p>(ii) 会議において口頭又は書面により、(b)(ii)に記載する他の者が表明する意見について述べること、及び</p> <p>(b) 出願人及び(1)に記載した他の者に対して、次のものを与えること</p> <p>(i) 会議の日時及び場所についての合理的な通知、及び</p> <p>(ii) 会議において口頭で、又は会議前若しくは会議中に書面により、会議に関連する意見を表明する合理的機会、及び</p> <p>(iii) 他の者が作成した、(ii)にいう各提出書面の写し</p> <p>(3) 最初の評価についての公報における公告日後1月をもって終了する期間内に、</p> <p>(a) ある者がACCC に対し書面をもって、最初の評価に含まれている事項について、会議の開催を請求し、かつ</p> <p>(b) ある者が、規則16.3(2)に基づく通知又は規則16.3(3)に基づく公告に関し、前号に記載したものを以外に、ACCC に対し書面をもって応答した場合は、ACCC は、出願人について決定する前に、会議を開催しなければならない。</p> <p>(4) ACCCは、(3)に基づく会議開催請求を受領した後速やかに、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(a) 出願人及びACCC に対し書面をもって応答した者に対して、次の事項を求めること</p> <p>(i) 会議に出席すること、及び</p> <p>(ii) 会議において口頭又は書面により、(b)(ii)に記載する他の者が表明する意見について述べること</p> <p>(b) 出願人及びACCC に対し書面をもって応答した者に対し、次のものを与えなければならない。</p> <p>(i) 会議の日時及び場所についての合理的な通知、及び</p> <p>(ii) 会議において口頭で、又は会議前若しくは会議中に書面により、会議に関連する意見を表明する合理的機会、及び</p> <p>(iii) 他の者が作成した、(3)(b)にいう各応答書及び(ii)にいう各提出書面の写し</p> <p>(5) 会議に出席するよう求められた者が、</p> <p>(a) 会議に出席する意思を有していないことをACCCに通知した場合、又は</p> <p>(b) 会議に出席しない場合は、会議は、その者が不在のまま進めることができる。</p> <p>規則16.5 出願の検討</p> <p>(1) ACCCは、(出願の検討について規定している)法律第175条(2)、(3)又は(4)に基づく決定をするために証明商標の登録出願の検討をするに際し、(2)に記載する事項を考慮しなければならない。</p> <p>(2) ACCC が考慮しなければならない事項は、次の通りである。</p> <p>(a) 最初の評価、及び</p> <p>(b) 規則16.3(2)に基づく通知又は規則16.3(3)に基づく公告に関してされた、関連する全ての応答、及び</p> <p>(c) 会議に関連して提出されたか否かを問わず、最初の評価について、ACCCに対し書面をもって提出された関連する意見、及び</p> <p>(d) 会議中に口頭で行われた関連する意見、及び</p> <p>(e) その他の関連する事項</p>
13	権利の効力	<p>第171条 証明商標の登録によって与えられる権利</p> <p>第20条を、(1)が抹消され、次の規定に代えられたものとして、証明商標に関して適用する。</p> <p>「(1) 証明商標が登録された場合は、その登録所有者は、この部に従うことを条件として、当該証明商</p>

		<p>標の登録に係わる商品及び/又はサービスに関し、当該証明商標を使用し、かつ、他の者にその使用を許可する排他権を有する。ただし、登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる。</p> <p>〔注：証明商標の使用を規制する規約については、第173条参照〕</p>
14	許諾によりマークを使用する者は使用権者であるか。法定の実施権が規定されているか。	<p>許諾により証明商標を使用する者は、使用権者である。ただし、「許諾によりマークを使用する者」に関する商標法の規定は、証明商標の使用者には適用されない。そのため、使用権者による証明商標の使用は、証明商標の権利者による使用とはみなされない。</p>
15	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか。	<p>提起できない。</p>
16	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか。	<p>勘案されない。</p>
17	通常使用権者と許諾によるマークを使用する者の権利との間に相違があるか。	<p>相違は存在する。許諾により通常の商標（証明商標ではない）を使用する者は、商標法第26条に基づき、（ライセンス契約の条件に従うことを条件として）侵害訴訟の提起、関税庁長による差押条項の発動及び他の権利の行使に対する権利を有する。</p> <p>これらの権利は、証明商標の使用者には適用されない（商標法第170条）。</p>
18	第三者の正当な使用に対する調整規定	<p>第122条 どのような場合に商標は侵害されないか</p> <p>(1) 第120条に拘らず、次に該当する場合は、何人も登録商標を侵害しない。</p> <p>(a) その者が善意で、</p> <p>(i) 自己の名称又は自己の営業所の名称、又は</p> <p>(ii) 自己の営業上の前任者の名称又はその前任者の営業所の名称、</p> <p>を使用する場合、又は</p> <p>(b) その者が善意で、</p> <p>(i) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又はその他の特徴、又は</p> <p>(ii) 商品の生産時期又はサービスの提供時期、を表示する標識を使用する場合、又は</p> <p>(c) その者が商標を商品(特に付属品若しくは予備部品)又はサービスの用途を表示するために善意で使用する場合、又は</p> <p>(d) その者が商標を比較広告の目的で使用する場合、</p>
19	商標権者自身の使用の可否	<p>使用することができる。商標法第171条は、証明商標の使用に関する規約に従うことを条件に、商標権者自身による使用を認めている。</p>
20	商標権者の管理義務違反への制裁、取り消し事由	<p>明確な制裁はない。もしもマークが証明商標として機能することができなくなったならば、登録は無効とされる可能性がある。</p>
21	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか。	<p>証明商標は不使用を理由とした攻撃による影響を受けない。</p> <p>第170条 本法の適用</p> <p>この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第8条、第26条、第27条(1)(b)、第33条、第34条、第41条、第121条、第127条、第9部—不使用による登録簿からの商標の抹消、及び第17部—防護商標、を除く)を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及は証明商標への言及を含んでいるものとみなす。</p>
22	出願料・登録料・更新料	<p>1 区分につき200オーストラリアドルの出願料</p> <p>1 区分につき300オーストラリアドルの更新料</p>

(3) 証明商標のみならず、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、その商標制度（通常商標、団体商標、その他の商標）について記載ください。その旨が明示的に規定されている条文がある場合、条文番号および条文内容を教えてください。

回答：
通常の商標の登録とライセンスによって製品の証明を実施すること

が一般的である。商標法には、このようなライセンスについて許可または禁止する明文規定はない。商標庁は、通常の商標出願について、そのマークが「証明された」という語を含む、またはそれ以外に証明制度の一つとしてそのマークが使用されることが意図されていると見られるというだけの理由で異を唱えることはしない。

1-2. 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

(1) 貴国の証明商標（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の登録区分について、通常商標、団体商標との違いはあるでしょうか。違いがある場合は、証明商標の登録区分について、教えてください。

回答：通常の商標と同一の登録区分である。

(2) 貴国において、証明商標の権利者は、その認証・証明マークが貼られて使用される商品・役務の全てを権利として取得し、保有するものであるか。

回答：証明商標の権利者の権利の範囲は、当該証明商標が登録されている特定の商品および役務によって決まる。

(3) 国際分類表（アルファベチカルリスト）の商品及び役務の区分第42類には、例えば「Quality control (品質管理)」、「Material testing (材料検査)」、「Evaluation of wool (Quality-) (羊毛の品質評価)」及び「Water analysis (水質分析)」等の表示がある。貴国の証明商標の権利者（認証機関等）は、第42類のこのような指定役務を、証明商標を付して使用する商品・役務とは別に保有するものであるか。

回答：権利者の権利の範囲は、当該証明商標が登録されている特定の商品および役務によって決まる。第42類について保護が必要であれば、マークも当該区分において登録される必要がある。

1-3. 「認証・証明マーク」の識別性の要件・考え方について

(1) 証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）の登録にあたっての「識別性」について、貴国ではどのように考えられていますか？証明商標の識別性の考え方は、通常商標のものとは異なりますか？

- (a) 周知性（例えば、セカンダリーミーニングの有無等）により識別性を認める。
- (b) 特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。
- (c) 上記(a)(b)の両方を考慮する。
- (d) 上記(a)(b)に加え、(あるいは別個に) その他の要件として、識別性を生じさせるものとして考慮される要素がある。(具体的に記載してください。)

回答：(c)
上記(a)(b)の両方を考慮する。

(2) 地名の文字（地理的表示）のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」を、証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）として登録する場合、その識別性とはどのような考え方によるものでしょうか。

回答：地名からなるマークは、一般的には、それ自体としての識別性があるとはみなされない。登録を受けるためには、当該マークの名声に関する証拠を提出して、当該マークが識別性を有するというを証明する必要がある。

(a) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる文字標章は、本来は識別性を有しないものです。これを登録する場合の考え方は、上記(1)(b)のように、証明される商品・役務が、証明されていない商品・役務と識別されているというものでしょうか。

回答：そのとおり。

もし別の考え方により識別性を認定しているのであれば、その内容を記載してください。

回答：そのようなことはない。

(b) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」について、貴国における実例につき、登録例及び拒絶例（審決）を数例ずつ例示してください。

回答：地名のみからなる登録された証明商標の例は、きわめて少ない。いくつかの例としては、以下が挙げられる。

PARMA – ham (registration no. 1060071)
STILTON – cheese (registration no. 721900)
TEQUILA – alcoholic beverages (registration no. 1377413)
NAPA VALLEY – wine (registration no. 1443064)

地名について証明商標として登録出願を行い、それが公式に拒絶された報告例については知見を持っていない。

(3) 証明商標特有の識別性の考え方がある場合、審査官がそのことを判断するため定義・基準・例示等の特別な言及が審査基準等にありますか？ある場合、その内容を教えてください。

回答：証明商標特有の識別性の考え方はない。

また、証明商標特有の識別性の考え方に起因して拒絶理由通知を受けた場合、出願人が取る対応として、どのようなものがあるでしょうか。

回答：出願人としては、商標庁での審理の開催を請求することができる。これが不首尾に終わった場合、商標庁の決定について、オーストラリア連邦裁判所に不服を申立てることができる。

(4) 証明商標のみならず、通常商標、団体商標、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、登録におけるそれらの識別性の要件に違いがあるか。

回答：要件についての説明は異なっているが、実際問題としては、識別性の要件は本質的に同じである。

1-4. 「認証・証明マーク」の識別性に関する裁判例について

上記1-3に関連して、貴国の商標に関する裁判例において、「認証・証明マーク」の識別性の観点から判断をした事例があれば教えてください。(判例1件につき最大800語程度)

回答：そのような裁判例については知らない

2. 地理的表示を保護する商標制度以外の制度

貴国が、商標法による保護制度以外の地理的表示保護制度を有する場合、両者の保護制度の違い及び相互の保護制度に関する調整規定について、下記にご回答ください。

2-1. 地理的表示を保護する制度について

「認証・証明マーク」が、地理的表示である場合、商標制度以外に、どのような法制度により、保護を受けることが可能でしょうか。

(1) 貴国の地理的表示の保護制度を規定した法律及び保護対象産品は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

表2. 商標制度以外の地理的表示保護制度

規定	対象産品
Australian Grape and Wine Authority Act 2013.	ワイン

2-2. (地理的表示を保護する制度について) 保護制度の概要及び商標制度との違いについて

2-2-1. 上記の各保護制度の内容について、商標制度による保護と、その内容・保護対象等において何が違うのか。別添1の項目(1)～(12)について、内容の違いを対比して記載ください。

回答：別表1参照

2-2-2. 地理的表示を保護する制度と商標制度との使い分け

実務において、両制度の使い分けが考慮されている状況があれば、その状況について記載ください。

回答：なし

2-3. (商標法による保護と、地理的表示を保護する制度について) 保護制度に関する相互の調整規定について

- 2-3-1. 商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）における、地理的表示を保護する他法との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。
- (1) 審査時（登録要件）
 - (2) 登録後（効力等）
 - (3) その他

商標法第61条 虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標

- (1) 特定の商品（「関連商品」）に関する商標の登録に対しては、その商標が次の場所を原産とする商品（「指定商品」）についての地理的表示である標識を含んでいるか又はその標識によって構成されていることを理由として、関連商品が指定商品に類似しているか、又は関連商品に関する商標の使用が欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は、異議申立をすることができる。
- (a) 関連商品の原産地である国以外の国、又は国の地域若しくは地方、又は
 - (b) 関連商品の原産地である国の地域若しくは地方であって、関連商品の原産地以外の地域又は地方
- (2) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合は、成立しない。
- (a) 関連商品が、その地理的表示によって特定される国、地域又は地方を原産とすること、又は
 - (aa) その標識が、指定商品の原産国において指定商品に係る地理的表示として認められていないこと、又は
 - (b) その標識が、指定商品の原産国において指定商品の地理的表示として使用されなくなったこと、又は
 - (c) 出願人又はその前権原者が、その標識を関連商品に関して善意で使用していたか、又は関連商品に関してその商標の登録を善意で出願しており、その時期が次の日、すなわち、
 - (i) 1996年1月1日、又は
 - (ii) その標識が原産国において特定商品の地理的表示として認められた日、のうち何れか遅い日より前であったこと、又は
 - (d) 商標登録がぶどう酒又は蒸留酒（「関連ぶどう酒又は蒸留酒」）に関して求められている場合—その標識が1995年1月1日現在、関連ぶどう酒又は蒸留酒の原産国において関連ぶどう酒又は蒸留酒の製造に用いられたぶどうの品種についての慣用名であった名称と同一であること
- (3) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合も、成立しない。
- (a) その標識が指定商品についての地理的表示であるが、同時に関連商品についての地理的表示でもあること、及び
 - (b) 出願人が、その商標を関連商品に関して、関連商品の原産について公衆を欺き又は混同を生じさせる虞のある方法で今まで使用しておらず、また、今後も使用しようとしていないこと
- (4) (1)にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証した場合も、成立しない。
- (a) その標識が、地理的表示である語又は用語から構成されていること、及び
 - (b) 語又は用語が通常の英語の語又は用語であること、及び
 - (c) 出願人が、その商標を関連商品に関して、関連商品の原産について公衆を欺き又は混同を生じさせる虞のある方法で今まで使用しておらず、また、今後も使用しようとしていないこと
- [注1：「出願人」、「前権原者」及び「地理的表示」については、第6条参照]
- [注2：「原産とする」（ぶどう酒の場合に限る）については、第15条参照]

- 2-3-2. 地理的表示を保護する他法における、商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。
- (1) 審査時（登録要件）
 - (2) 登録後（効力等）
 - (3) その他

2013年オーストラリアぶどう・ワイン局に関する法第40RB条 登録商標の登録権利者

- (1) 登録商標の登録権利者は、地理的表示の申請に対する決定について、以下のいずれかの理由に基づいて異議を申立てることができる。
- (a) 当該商標が、申請された地理的表示と同一の語、表現またはその他の表示からなっていること。
 - (b) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 当該商標が語、表現またはその他の表示からなっていること。および、
 - (ii) 申請された地理的表示が、その語、表現またはその他の表示との混同をもたらすおそれがあること。
 - (c) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 当該商標が語、表現またはその他の表示を含んでいること。および、
 - (ii) 申請された地理的表示が、その語、表現またはその他の表示との混同をもたらすおそれがあること。および、
 - (iii) 権利者がその語、表現またはその他の表示について商標権を有していること。
- (2) 商標登録簿に記載された条件または制約により、権利者が当該語、表現またはその他表示について権利を有していないことがうかがわれる場合であっても、権利者はパラグラフ(1)(c)に定められた理由に基づいて異議を申立てることができる。

係属中の商標

- (3) 1995年商標法に基づき商標の登録に係属中である者は、地理的表示の申請に対する決定について、以下のいずれかの理由に基づいて異議を申立てることができる。
- (a) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 商標の出願が善意でなされたこと。および、
 - (ii) 当該商標が、申請された地理的表示と同一の語、表現またはその他の表示からなっていること。および、
 - (iii) 1995年商標法が定める商標の出願登録を許可するための要件が、出願された商標に関して、一見したところ満たされていること。
 - (b) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 商標の出願が善意でなされたこと。および、
 - (ii) 当該商標が語、表現またはその他の表示からなっていること。および、
 - (iii) 申請された地理的表示が、その語、表現またはその他の表示との混同をもたらすおそれがあること。および、
 - (iv) 1995年商標法が定める商標の出願登録を許可するための要件が、出願された商標に関して、一見したところ満たされていること。
 - (c) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 商標の出願が善意でなされたこと。および、
 - (ii) 当該商標が語、表現またはその他の表示を含んでいること。および、
 - (iii) 申請された地理的表示が、その語、表現またはその他の表示との混同をもたらすおそれがあること。および、
 - (iv) 1995年商標法が定める商標の出願登録を許可するための要件が、出願された商標に関して、一見したところ満たされていること。および、
 - (v) 登録後、出願人が当該語、表現またはその他の表示について商標権を有したこと。

登録されていない商標

- (4) 登録されていない商標について商標権を有すると主張する者は、地理的表示の申請に対する決定について、以下のいずれかの理由に基づいて異議を申立てることができる。
- (a) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 商標が、申請された地理的表示と同一の語、表現またはその他の表示からなっていること。および、
 - (ii) この者が当該語、表現またはその他の表示について商標権を有していること。および、
 - (iii) 当該権利が善意の使用を通じて獲得されたこと。
 - (b) 次をいずれも満たしていること。
 - (i) 当該商標が語、表現またはその他の表示からなっている、またはこれらを含んでいること。および、
 - (ii) 申請された地理的表示が、その語、表現またはその他の表示との混同をもたらすおそれがあること。および、
 - (iii) この者が当該語、表現またはその他の表示について商標権を有していること。および、
 - (iv) 当該権利が善意の使用を通じて獲得されたこと。

別添 1

表 3. [オーストラリア] 地理的表示保護制度と商標制度との相違

地理的表示保護制度		商標法/知的財産法 証明商標制度
(1) 保護対象となる物 (商品・サービス等)	ワイン	あらゆる商品/役務（法による制限はない）
(2) 保護対象となり得る名称	地理的表示 (GI) とは、ある国、その国の地域または地方を所とする商品で、当該商品の所与の品質、名声またはその他の特徴が本質的に当該場所に帰することのできるものであるものについて、当該商品を識別する表示である。	識別性を有するあらゆる標識は、潜在的には登録可能である。地名については、一般的には、当該マークが実際に識別性を獲得していることを示す証拠が必要である。
(3) 登録主体の要件（法人格の有無、個人・政府機関の可否、機関に対する公的機関・第三者機関による認証の可否等）	オーストラリアぶどう・ワイン局に関する法により設立された地理的表示委員会が、オーストラリアにおける地理的表示に関して決定を下す権限を有している。地理的表示は、何者かによって所有されるものではない。委員会は、職権または以下の申請を承けて、地理的表示について決定を行う。 (a) 宣言された (declared) ワイン製造業者の団体 (b) 宣言された (declared) ぶどう生産者の団体 (c) 州または特別地域におけるワイン製造業者を代表する団体 (d) 州または特別地域におけるぶどう生産者を代表する団体 (e) ワイン製造業者 (f) ワイン用ぶどうの生産者 委員会はまた、外国産のワインに関する地理的表示についても、決定を行う権限を有する。	証明商標の出願人は、法人格を有していなければならない。これには、自然人や政府機関も含まれる。商標法は、公的団体からの証明を要件として定めていないが、競争・消費者委員会が、証明に関する規約の評価と承認に関与する。
(4) 主な登録要件（識別性の考え方（周知性が必要か、生産地との関係が必要か）	地理的表示は、(2)に述べた定義を満たしている必要がある。	マークは、出願人によって証明された商品または役務を識別できるものでなければならない。通常の商標の登録に関する以下の通常の要件を満たさなければならない。 (a) 類似する商品/役務に関してすでに登録されている商標又は係属中の商標に類似していないこと。 (b) 良俗を乱すまたは法律に反するものでないこと。 (c) 欺瞞的または混同をもたらすようなものでないこと。
(5) 使用方法に関する規定・制限があるか（表示義務等）	ワインラベルへの地理的表示の記載は任意であるが、記載されたときは、ワインの85%が関連地域を原産地としている必要がある。複数の地理的表示が記載される場合、降順に記載がなされなければならない。またワインの95%が関連地域を原産地としていなければならない。地理的表示の記載がなされた場合、その記載を裏付けるた	個別の証明商標の規約によって制約がなされる。必須の要件はないが、登録されていないマークについて®の記号を用いることは許されない。

(6) 品質管理に関する規定（品質管理規定の要否、規定の審査の有無、行政機関による実施体制チェックの有無等）	めに、記録が保存されなければならない。 上述(5)	証明商標の規約は、登録手続の一環として提出する必要がある。当該規約は、商標庁と競争・消費者委員会によって承認されなければならない。
(8) 効力	虚偽の地理的表示を記載したワインを供給することは違法である。	証明商標の権利者は、当該証明商標の登録されている商品/役務に関して、自ら当該証明商標を使用し、他者にその使用を許可する排他的な権利を有する。
(9) 効力範囲（対象となる商品・サービス等の範囲、効力が及ばない範囲の規定等）	オーストラリアぶどう・ワイン局に関する法は、ワインとぶどうに対してのみ適用される。	証明商標は、当該証明商標の登録されている商品/役務、および関連したまたは類似した商品/役務について、当該マークまたは混同をもたらすような類似したマークの使用によって侵害され得る。
(9) 他者の不正使用に対する規制手段（行政機関による取締り、権利者による請求等）	オーストラリアぶどう・ワイン局に関する法は、以下のいずれかに該当する者は、同法第40C条、第40E条または第40G（虚偽のラベル貼付け）に対する違反について手続を開始することができるものと規定している。 (a) オーストラリアぶどう・ワイン局 (b) オーストラリアまたは指定された外国においてワインの製造もしくはワイン用ぶどうの栽培に従事する者 (c) オーストラリアまたは指定された外国の法により設立された団体で、その目標または目的として以下のいずれかを含むもの。 (i) ワインの製造、ワイン用ぶどうの栽培、またはワインの販売の促進 (ii) ワインの製造、ワイン用ぶどうの栽培もしくはワインの販売に従事する者の利益の促進または保護 (iii) ワインの消費者の利益の促進または保護	侵害手続は、裁判所において開始することができる。 商標権者は、オーストラリア関税庁に対し、権利侵害をしている輸入品の差押えを申立てることができる。 模倣品の製造と取引は刑法違反である。
(10) 費用、保護期間等	オーストラリアぶどう・ワイン局に関する法において、地理的表示の登録について保護期間は定められていない。ただし、地理的表示が使用されなくなった場合、登録簿から抹消されることがある。	出願料は、1区分につき200オーストラリアドルである。最初の保護期間は10年である。登録は更新可能であり、年数の上限はない。
(11) 申請先	地理的表示委員会 (Geographical Indications Committee)	オーストラリア知的財産庁
(12) その他の特記すべき事項	なし	なし

以上

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成29年3月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp